

# 川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業等指定基準条例の一部改正等に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

## 1 概要

障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業等の人員、設備及び運営基準は、国の基準（厚生労働省令）を踏まえ、都道府県・市町村が条例で定めておりますが、令和6年4月に省令の一部改正等が行われるため、本市の関係条例の一部改正等を行うものです。

このことについて、市民その他関係者の皆様からの御意見を募集しました。

## 2 意見募集の概要

|         |  |
|---------|--|
| 題名      | 川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業等指定基準条例の一部改正等について  |
| 意見の募集期間 | 令和6年1月30日（火）から令和6年2月8日（木）まで  |
| 意見の提出方法 | 電子メール、FAX、郵送、持参  |
| 意見の周知方法 | <ul style="list-style-type: none"><li>・本市ホームページ</li><li>・障害福祉情報サービスかながわホームページ</li><li>・情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）</li><li>・各区役所（市政資料コーナー）</li><li>・健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（川崎市役所本庁舎12階）</li></ul> |
| 結果の公表方法 | <ul style="list-style-type: none"><li>・本市ホームページ</li><li>・情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）</li><li>・各区役所（市政資料コーナー）</li><li>・健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（川崎市役所本庁舎12階）</li></ul>                               |

## 3 結果の概要

|             |        |
|-------------|--------|
| 意見提出数（意見件数） | 3通（7件） |
| 電子メール       | 1通（2件） |
| FAX         | 2通（5件） |
| 郵送          | 0通（0件） |
| 持参          | 0通（0件） |

## 4 御意見の内容と対応

寄せられた御意見は、指定障害福祉サービス事業者との関係性及び連携性の構築等に関する提案並びに指定障害児通所支援における人員、設備及び運営基準等に関する意見・要望でした。御意見については、条例（案）に対する意見要望等であったことから、当初案のとおり改正の手続きを進めます。

### (1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の改正等を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの

E その他

(2) 御意見の件数と市の考え方の区分

| 項 目                               | 件数 | 市の考え方の区分 |   |   |   |   |
|-----------------------------------|----|----------|---|---|---|---|
|                                   |    | A        | B | C | D | E |
| ア 指定障害福祉サービス事業者との関係性及び連携性の構築等について | 2  |          |   |   |   | 2 |
| イ 指定障害児通所支援における人員、設備及び運営基準等について   | 5  |          |   |   | 3 | 2 |
| 合 計                               | 7  |          |   |   | 3 | 4 |

(3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

ア 指定障害福祉サービス事業者との関係性及び連携性の構築等について（2件）

| 番号 | 意見要旨   | 意見に対する市の考え方   | 区分 |
|----|--|---|----|
| 1  | 短期雇用制度もそうだが、行政が深くかかわらないと、就職などの次のステップに行けないシステムだと、企業のニーズに答えられない場合が発生する。企業側との打ち合わせの難しさやスピード感、経験を多く積んでいる方との関係性の構築を提案します。 | 求職活動の支援等についての御意見と考えますが、今回の条例改正では企業側との関係性の構築等に関する内容は含まれておりません。<br>求職活動の支援等につきましては、障害福祉サービス事業者は、個別支援計画に基づき公共職業安定所での求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加など機会を提供し支援しなければならず、関係機関と連携して利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓を就労支援員が支援することとなっております。<br>なお、頂いた内容については、御意見として承らせていただきます。 | E  |
| 2  | 現在、サービス管理責任者のLINE チャットグループを運営しているが、そういう場がもっと欲しいという話がある。このような交流の場を持つことで障がい者の就職への情報共有などが出来ないかとおもいます。                   | 情報連携等についての御意見と考えますが、今回の条例改正では、指定障害福祉サービス事業者等との連携等に関する内容は含まれておりません。<br>指定障害福祉サービス事業者等との連携等につきましては、他の指定障害福祉サービス事業者等又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないとされております。<br>なお、頂いた内容については、御意見として承らせていただきます。   | E  |

イ 指定障害児通所支援における人員、設備及び運営基準等について（5件）

| 番号 | 意見要旨                                       | 意見に対する市の考え方                                       | 区分 |
|----|--|---|----|
| 1  | 「指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る）以外」とは何をさしているのか。 | 主たる対象を難聴児及び重症心身障害児以外の区分と定めている障害児の児童発達支援センターとなります。 | D  |

| 番号 | 意見要旨  | 意見に対する市の考え方  | 区分 |
|----|---|--|----|
| 2  | <p>「障害児の意見を尊重」とあるが障害児から療育方法、支援計画に関する意見を聴取してそれを尊重せよ、との意味となるが、障害児童、障害幼児からかかる意見を聴取出来るわけがない。「障害児の意見を尊重」とは具体的に何をどうせよと言っているのか。</p>  | <p>まず、児童福祉法第1条では、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されています。また、令和5年4月施行されたこども基本法においても、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等の基本理念が示されているところとなります。</p> <p>次に、令和4年法律第66号による児童福祉法改正の大きなものとして、児童の意見聴取等の仕組みの整備があります。この改正の趣旨は、都道府県等において引き続き子どもの権利擁護の取り組みを推進することであり、改正の一つとして、障害児入所施設を含む施設への入所措置の場面で、児童の意見聴取手続きに係る規定が整備されました。</p> <p>この法改正の趣旨等を踏まえ、今回の改正条例（案）におきましても、障害児の自立のため、意思尊重の規定が整備されました。</p> <p>児童発達支援管理責任者においては、法改正の趣旨等を十分理解し、障害児の意見・意向を勘案して児童発達支援計画の作成に当たるものとなります。</p> | D  |
| 3  | <p>健康等に関する領域とのつながりを示すプログラム（支援プログラム）を策定せよとあり、児童発達支援、放課後等デイサービス事業者に健康管理の責任を負わせる内容である。事業者は利用者の手指の消毒程度の健康に留意するが、義務として健康管理を行うことは求められていないはずである。またその陣容、設備から健康管理は困難である。この条項は非現実的ゆえ抹消せよ。</p> | <p>児童発達支援、放課後等デイサービスにおいては、支援にあたり「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することが求められております。</p> <p>事業所において、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定することで、包括的かつ丁寧に障害児の発達段階を見ることが可能となり、厚生労働省令の改正を踏襲した内容となっております。</p>  | D  |
| 4  | <p>川崎市の人員配置では、営業時間中に児童がいなくても人員配置しなければいけないが、他県（東京、静岡）ではサービス提</p>   | <p>人員に関する基準についての御意見と考えますが、今回の条例改正では指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）に置くべき従業員の員数の規定に関する内容は含まれておりません。</p>  | E  |

| 番号 | 意見要旨   | 意見に対する市の考え方   | 区分 |
|----|--|---|----|
|    | <p>供時間に人員配置出来ていればよい、となっているが川崎市の解釈を変えて欲しい。</p>  | <p>人員に関する基準についてですが、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスについては、障害児の数が10人までの場合、保育士、児童指導員（以下「最低人員」という。）を2人以上配置し、最低人員のうち、1人以上は常勤である必要があります。</p> <p>最低人員の配置につきましては、本市では、国の平成27年3月31日付け事務連絡通知に基づき、事業所の営業時間を通じて配置する扱いとしております。</p> <p>なお、頂いた内容については、御意見として承らせていただきます。</p>   |    |
| 5  | <p>インターネットでいろいろと調べたが、自発・放デイで時間を変えて児童のいる時間が被らなければ児童指導員が最低でも2人で良いとなっているが、川崎市の解釈では自発・放デイで1日の利用者が20人なので最低でも4人となっているので、川崎市の解釈を変えて欲しい。</p> | <p>人員に関する基準についての御意見と考えますが、今回の条例改正では指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）に置くべき従業者の員数の規定に関する内容は含まれておりません。</p> <p>人員に関する基準についてですが、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの単位についての規定となります。指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの単位とは、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に提供される支援となります。</p> <p>御意見のとおり、午前と午後とで別の障害児に対してサービスを提供する場合は、2単位として扱われ、2つの単位が別時間帯の場合は同一従業者でも構いません。</p> <p>ただし、単位分けをしておらず、障害児の数が10人を超える場合には、最低人員の2人に、障害児の数が10を越えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となるため、1日の利用者が20人の場合、最低人員は4人以上となり、国の基準に則った従うべき基準となります。</p> | E  |